

参考資料 目次

参考資料 1	伊丹市まちづくり基本条例の見直しに係る答申書・・・	1
参考資料 2	伊丹市参画協働推進委員会 名簿・・・	5
参考資料 3	議会・議員に関することについて（第1回 伊丹市まちづくり基本条例の見直しに係る市民会議配布資料）・・・	6
参考資料 4	第2回 伊丹市まちづくり基本条例の見直しに係る市民会議 会議録（要旨）・・・	1 2
参考資料 5	伊丹市まちづくり基本条例の見直しに係るアンケート 結果報告書（概要版）・・・	1 4

※ 参考資料中アンケートの記述については、記載のあったまま掲載しています。

平成26年10月21日

伊丹市長 藤原保幸 様

伊丹市参画協働推進委員会
会長 直田 春夫

伊丹市まちづくり基本条例の見直しに係る答申書

平成26年10月17日付伊市まま第791号により諮問を受けたことについて、本委員会は、慎重に審議を行った結果、下記のとおり結論を得たので答申します。

記

1 はじめに

伊丹市では、市民の参画と協働によるまちづくりに関する基本的事項を定めた「伊丹市まちづくり基本条例」が、平成15年10月1日に施行されており、本条例付則第2項には、「市は、この条例の施行の日から4年以内ごとに、市民の参画と協働によるまちづくりの推進状況について検討を加え、その結果に基づいて、見直しを行うものとする。」とあり、本条例が、本市にふさわしく、社会情勢に適合したものかどうかを、見直しを含め検討することが規定されています。

これを受けて、伊丹市参画協働推進委員会（以下「委員会」）では平成26年10月17日に市長から「伊丹市まちづくり基本条例の見直しについて」諮問を受け、検討を行っているところですが、特に、「議会・議員に関する事項について」は、市議会におけ

る（仮称）伊丹市議会基本条例の策定の動きを慮り、先行して審議した結果を今回答申するものです。

なお、「伊丹市まちづくり基本条例の見直しに係る市民会議（以下「市民会議」）」においてもまちづくり基本条例について多角的な検討が進められており、さまざまな意見が出されているところです。

2 まちづくり基本条例に関する検証方法

これまで数次に及ぶ見直し検討結果及び伊丹市が実施した「伊丹市まちづくり基本条例の見直しに係るアンケート調査結果報告書」、市民会議の検討結果等を踏まえ審議しました。

3 検証の結果

今回、議会・議員について審議した結果、新たな項目として「議会の役割と責務」及び「議員の役割と責務」の条項の追加が必要であるとの考え方で意見が一致しました。

① 必要な理由

伊丹市まちづくり基本条例は、伊丹市の市民自治の基本を規定する条例であることから、自治の主たる担い手である市民、議会、行政の三者でもってまちづくりを進めるための基本的なルールなどについて定めることが望ましいと思われれます。

市民会議における検討でも、「市民自治を目標にまちづくり基本条例を制定しているため、議会や議員の役割や責務は条例に織り込んだ方がいい」という結論に至っており、「議会の役割と責務」及び「議員の役割と責務」について規定すべき内容について意見がまとまっております。

これらの理由から、「議会」及び「議員」の規定が必要であるという結論に至りました。

② 規定すべき内容

「議会の役割と責務」として

- ・ 議会は、市民を代表する意思決定機関として、この条例の趣旨に基づき、公正性及び透明性を確保しつつ、その権限を行使しなければならない。
- ・ 議会は、市民の意見が市政に適正に反映されているかどうか、及び行政が適正に執行されているかどうかについて監視し、評価しなければならない。
- ・ 議会は、市政を調査し、それを踏まえて条例を制定するなど、政策形成機能の強化を図らなければならない。
- ・ 議会は、議会運営に関して積極的に市民に情報を公開するとともに、意思決定の過程を明らかにし、市民への説明責任を果たすなど、開かれた議会運営に努めなければならない。

「議員の役割と責務」として

- ・ 議員は、市民の代表者として市民の負託に応え、公正かつ誠実に職務を遂行するとともに、市民全体のために行動しなければならない。
- ・ 議員は、自らの責任を自覚し、高い倫理感を保持し、研鑽に努め、行政監視及び政策立案の能力向上に努めなければならない。

③ 附記－今後の検討課題

現行の伊丹市まちづくり基本条例は、市民のまちづくりへの参画と協働を主たる柱としているため、市の組織や行政経営に関する条項がなく、議会に関する条項のみを付け加えるだけでは不十分で、市を構成する一方である行政（執行機関）に関する条項も備える必要があります。

また、今回、議会、議員の条項を付け加えることにより、今後、関係する部分の修正が必要と考えられます。

なお、本条例は、「熟議」を基本としていることから、熟議を

よりよく実現するための仕組みについて規定することを今後検討することが望まれます。

4 まとめ

以上、「議会」及び「議員」に関する規定の内容を提案しましたが、これを受けて市長におかれましては他の条文との整合等を精査され、議案として提案することを期待します。

今回は限定された提案ですが、今後諮問にある、「伊丹市まちづくり基本条例にあるべき事項について」の審議を行い、提案を行う所存です。この検討には、上記「附記」の内容も含まれると考えます。

以上

伊丹市参画協働推進委員会 名簿

(順不同、敬称略)

	氏名	所属(選出区分)	任期
会長	直田 春夫	特定非営利活動法人 NPO政策研究所 理事長 (学識経験者)	平成25年11月1日～ 平成27年10月31日
副会長	中山 光子	特定非営利活動法人 宝塚NPOセンター 事務局長 (関係団体代表者)	平成25年11月1日～ 平成27年10月31日
臨時委員	阿部 昌樹	大阪市立大学大学院法学研究科 教授 (学識経験者)	平成26年10月17日～ まちづくり基本条例の見直し の審議が終了するまで
委員	有田 典代	国際文化交流協会 事務局長 (学識経験者)	平成25年11月1日～ 平成27年10月31日
委員	榎本 直樹	(市民)	平成25年11月1日～ 平成27年10月31日
委員	酒匂 富美子	(市民)	平成25年11月1日～ 平成27年10月31日
臨時委員	真野 貴夫	(伊丹市まちづくり基本条例の見直しに係る市民会 議から選任)	平成26年10月17日～ まちづくり基本条例の見直し の審議が終了するまで
臨時委員	吉本 雅一	(伊丹市まちづくり基本条例の見直しに係る市民会 議から選任)	平成26年10月17日～ まちづくり基本条例の見直し の審議が終了するまで

平成26年10月17日現在

議会・議員に関することについて

まちづくりを進めていく上で、市民、議会、行政は、密接に関係しています。

他市の自治基本条例には、議員や議会のことを定めているものが多くありますが、伊丹市ではどうでしょうか。

議会や議員の役割などを定める必要があるのでしょうか？また、必要なら、どのようなことを定めればよいのでしょうか。

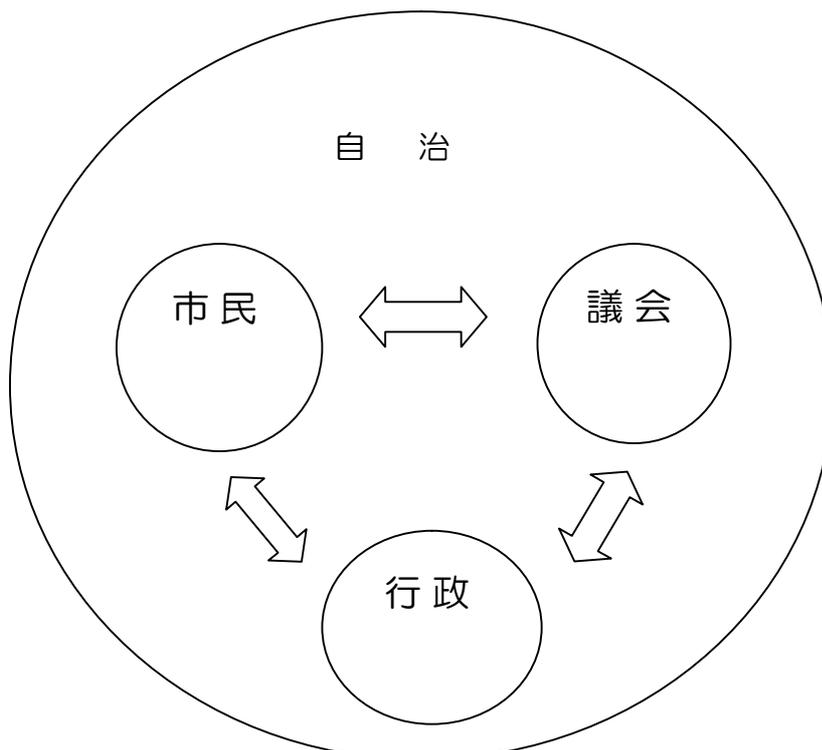
まちづくり（自治）を進めていくためには、議会の役割はとても重要です。

予算を決めたり、条例を制定したりするときなどは、議会の議決がないと実施することができません。

多くの自治体の自治基本条例の中で、自治の主体（担い手）として、市民・行政とともに、議会が位置づけられています。

また、議員は、市民の選挙によって選ばれています。そのため、議員は、市民の意見を行政に反映させるべく、活動を行います。

このように、市民、議会、行政が、それぞれの役割を果たしながら、まちづくり（自治）を進めていると言えます。



参考① 過去の市民会議ではどんな議論があったのでしょうか？

○伊丹市まちづくり基本条例の推進状況に関する提言（平成23年3月提出）より

議会は伊丹市議会委員会条例の「市民公聴会制度」を積極的に活用し、市民の声に耳を傾けることが求められる。あるいは北海道栗山町の「議会基本条例」のように、市民への議会報告会あるいは市民も入った一般会議の制度化等を積極的に検討し、市民に開かれた議会として取り組んでいかれることが要望される。



○「伊丹市まちづくり基本条例の推進状況に関する提言」についての市の回答書（平成24年3月回答）より

議会からの回答

地方分権が進められる中で、まちづくりにおいて市民の参画と協働がより重要となるとともに、二元代表制の一方の機関である市議会の役割と責務はますます大きくなってきております。このような状況を踏まえ、各地方自治体においてさまざまな議会改革が行われております。

伊丹市議会においても、一層、市議会として市民の声をしっかりと受けとめられるよう、市民に開かれた議会とすべく、さまざまな取り組みを進めているところです。具体的には議会改革として、各会派から議会基本条例の制定をはじめ、議会報告会の開催や、公聴会制度等の活用策に加えて、本会議、委員会及び広報のあり方等さまざまな検討項目が提案されています。

このような取り組みを通じて、市議会のまちづくりに対する役割と責務をより明らかにすることができると考えております。

参考② 議会・議員について、アンケートにはどんな意見があったのでしょうか？

問 1 2 伊丹市まちづくり基本条例に追加すべき事項などについて

- 市民の代表である議員、その集合体の議会との関係性に全く触れていない。条例の意義に大いに関わるものであると思うので、説明が欲しい。
- 伊丹市も高齢社会に突入しています。市会議員ももっと市民全体が汗をかく時と思います。必ず良い、伊丹市に進むべきです。
- 市議会との擦り合せは如何？
- 伊丹市議会と伊丹市民会議の区別がほとんどの市民が今のままでできないと思います。

一つ一つ具体的な基本条例のガイドラインを作成していき、市民に周知していくしかないと考えます。又、役割（市民会議（委員）、市役所（職員）、議員その他）を図で示して、組織図も作成していかねばなりません。

参考③ 他市の自治基本条例で、議会の項目はどのようなのでしょうか？

○岸和田市自治基本条例

第3章 市議会

（議会の権能）

第8条 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）の定めるところにより、条例の制定改廃、予算の決定、決算の認定等を議決するほか、市政に関する事項で別に法令及び条例で定められた事項について議決する。

2 議会は、市民の意思が市政に反映され、適正に市政運営が行われているかを監視し、けん制する権能を果たさなければならない。

（議会の責務）

第9条 議会は、会議を公開するとともに、議会の保有する情報を市民と共有し、開かれた議会運営に努める。

2 議会は、自らの権能と責務に関する基本的な条例を定め、市民に対し、議会の役割を明確にするよう努める。

（議員の責務）

第10条 議員は、議会活動に関する情報、市政の状況等について、市民に対して説明するよう努める。

2 議員は、市政調査、議案提出等の権能を積極的に活用するよう努める。

3 議員は、市民福祉の向上のため、第8条に規定する議会の権能を踏まえ、前条に規定する議会の責務及び前2項に規定する議員の責務を果たすよう努める。

○三田市自治基本条例

第4章 市議会

(市議会の役割と責務)

第24条 市議会は、市民を代表する合議制の意思決定機関として、次の各号に掲げる役割と責務を担います。

- (1) 市の重要な意思決定、市政の監視、政策の立案等を行うこと。
- (2) 前号の役割を果たすに当たり、市民の意思が適切に反映されるよう活発な討議を行うとともに、議会活動について市民との情報の共有化を図り、開かれた議会運営に努めること。

2 前項に定めるもののほか、市議会の権能、運営及び組織に関する基本的な事項は、別に条例で定めます。

(議員の役割と責務)

第25条 市議会議員は、市民の信託に応え、市議会が前条に規定する役割等を果たすため、次の各号に掲げる役割と責務を担います。

- (1) 市政の課題全般について市民の意見を的確に把握するとともに、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。
- (2) 市民に開かれた議会運営の実現に寄与するための活動を行うよう努めること。

2 前項に定めるもののほか、市議会議員の活動及び責務等に関する基本的な事項は、別に条例で定めます。

○明石市自治基本条例

第2節 市議会

(市議会の役割、責務等)

第8条 市議会は、市民の目線に立って、市政の重要事項を決定するとともに、市政に対する監視及び調査を的確に行い、適正な執行を確保するものとする。

2 市議会は、市民ニーズ及び地域の実情を的確に把握し、政策の立案又は提言を行うものとする。

3 市議会は、活動報告会の実施等により、議会活動について積極的に市民に情報発信するとともに、市民の意思を市政に反映するために、市民参加を推進し、市民に開かれた議会運営に努めなければならない。

4 市議会は、合議制の意思決定機関であることを認識し、意思決定を行うに当たっては、十分な議論を尽くし、議員相互の自由討議によって合意形成を図るものとする。

(市議会議員の責務)

第9条 市議会議員は、市民の代表者として、市民全体の利益を優先して行動し、市民福祉の増進に寄与するとともに、自己研鑽に努め、議員としての行動規範又は道理をわきまえ、市議会の役割、責務等が果たされるよう努めなければならない。

2 市議会議員は、市民への情報提供又は活動報告を行うとともに、市民の意見及び地域の課題を把握する等、情報収集に努めなければならない。

3 市議会議員は、政策立案能力の向上に努め、政策提案、市政調査等の権限を積極的に活用するものとする。

第2回 伊丹市まちづくり基本条例の見直しに係る市民会議

会議録(要旨)

日時：平成26年7月26日(土)午後1時～3時15分

会場：伊丹市防災センター3階会議室

出席委員：稲垣悟委員・稲垣隆弘委員・大田委員・阪上委員・栄田委員・白岩委員・
鈴木委員・千秋委員・高橋恒治委員・高橋長司委員・高濱委員・中田委員・
吉本委員

司会：吉本委員

1. 開会

(1)出席委員・傍聴者の報告

出席委員：13名

傍聴者：3名 (他に行政職員の見学5名)

(2)議事録署名人

今回は稲垣悟委員と稲垣隆弘委員にお願いする。

2. 議事

(1)グループ討議「議会・議員に関することについて」

出席委員を2グループに分け、それぞれ討議

【グループ討議で出た意見の概要】

市民自治を目標にまちづくり基本条例を制定しているからには、議会や議員の役割や責務は条例に織り込んだ方がいい。

《規定する内容》

議会の役割

- ・市民との対話をもって、市民ニーズを把握する。
- ・あらゆる手法を使って、さらに情報発信を行う。議会の日程や議会の組織を知らない市民も多い。市にも言えることだが、発信しているつもり、ではなく結果を出してほしい。
- ・議会の役割の本分として、予算・決算審査等、市政を監視する。
- ・まちづくりに対する市民の参画をサポート(法整備、制度改正、行政の監督)。
- ・組織や財政の観点から、行政の肥大化を抑制するよう努めてほしい(監視機能の強化)。

議員の役割

- ・ 政策等の議員提案を積極的に行うなど、政策立案能力の向上に努める。
- ・ 地域活動に積極的に関わるなど、地域の実情をもっと把握するよう努める。
- ・ 市民を代表する立場として、法令を遵守し、しっかりした行動規範を持つ。
- ・ 市をよくするために議員が取り組んだ政治活動の成果を評価するシステムがあるといい（せっかくの活動が市民に伝わっていないという点から）。

(2) 次回会議の検討事項について

①審議会への市民参画について

②行政評価について

【資料1に基づき、事務局より説明】

3. 閉 会

今後の予定の案内

第3回 平成26年8月24日（日）18：30～

いたみホール

（後日通知を送付。通知後、欠席の場合は連絡をお願いします）

伊丹市まちづくり基本条例の見直しに係るアンケート結果報告書
(概要版)

伊丹市

第 1 章 調査の概要

1 調査の目的

アンケートの結果を伊丹市まちづくり基本条例（以下「条例」といいます。）の見直しの参考にするとともに、条例の見直しを検討する市民会議（市民の方、約 30 人で構成する会議）の委員への就任の意思確認を行うことを目的としました。

2 調査項目

- ① 回答者について
- ② 条例の認知について
- ③ 条例の普及・啓発について
- ④ 現在の条例に規定している項目について
- ⑤ 条例に新たに追加する項目について
- ⑥ 市民会議の委員への参画について

3 調査設計

- ① 調査地域 伊丹市全域
- ② 調査対象者 伊丹市市内在住の満 18 歳以上の男女
- ③ 標本数 3,000 人
- ④ 抽出方法 住民基本台帳から性別、年齢に偏りがないよう等間隔無作為抽出
- ⑤ 調査期間 平成 26（2014）年 4 月 15 日（火）～5 月 16 日（金）
- ⑥ 調査方法 対象者本人記入方式の調査票調査
- ⑦ 配布・回収 とともに郵送による。

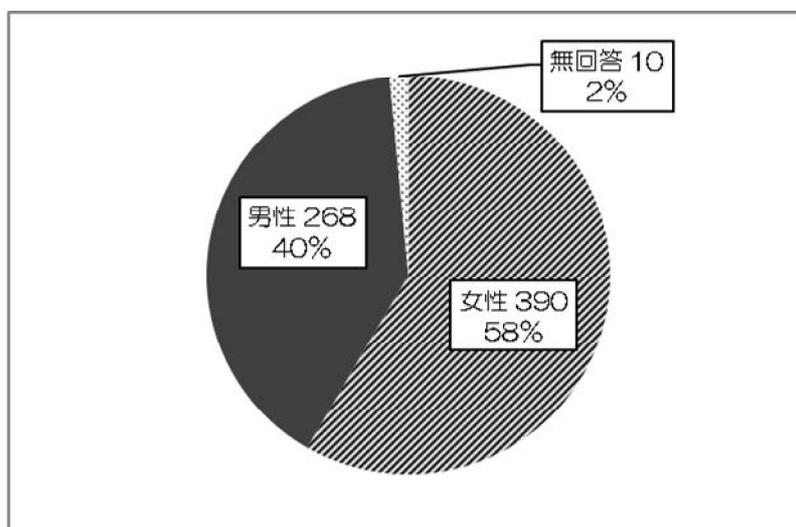
4 配布・回収の状況

- ① 配布数 3,000 件
- ② 回収数 668 件（回収率 22.3%）

第2章 調査回答者の属性

1 性別 (668件)

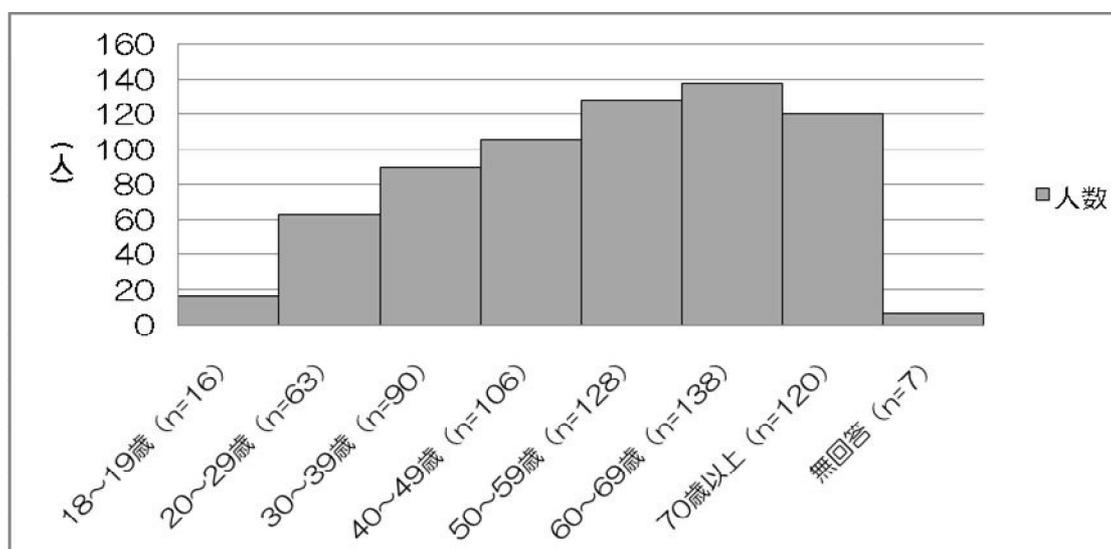
問1 あなたの性別は。



2 年齢 (668件)

問2 あなたの年齢は。

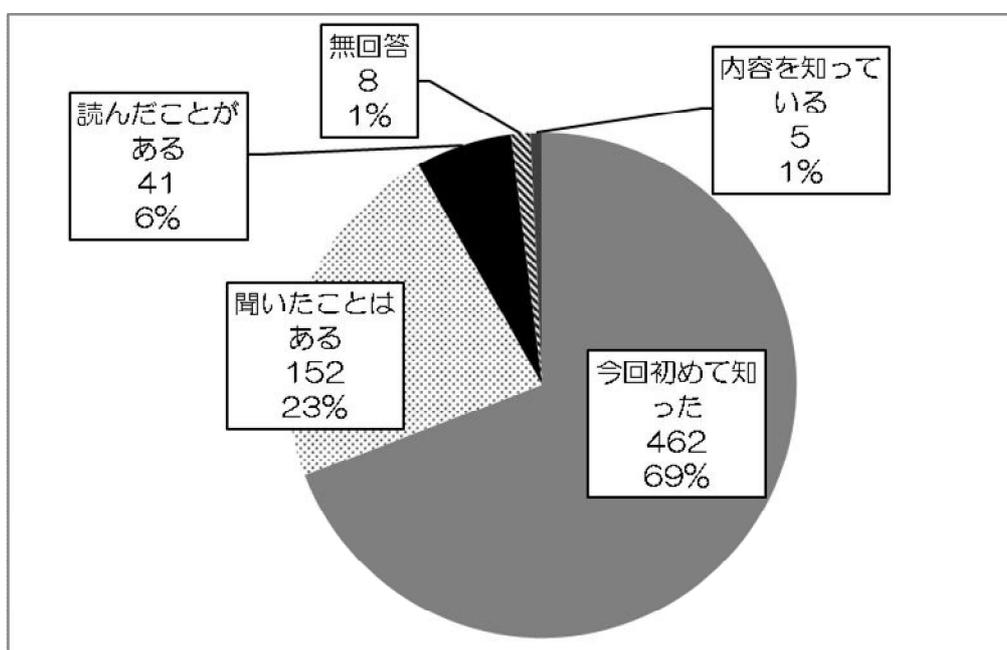
- ① 18～19歳 ② 20～29歳 ③ 30～39歳
④ 40～49歳 ⑤ 50～59歳 ⑥ 60～69歳
⑦ 70歳以上



3 条例の認知度について（668件）

問3 平成15（2003）年に制定された「伊丹市まちづくり基本条例」をご存知ですか。

- ① 内容を知っている。 ② 読んだことがある。
③ 聞いたことはある。 ④ 今回初めて知った。



4 条例の普及・啓発について（668件）

問5 すべての方におたずねします。

「伊丹市まちづくり基本条例」は、市民の主体的なまちづくりを推進し、市民自治の実現を図ることを目的として制定しました。この条例を広く市民の方に知っていただくために、現在、パンフレットの配布や、条例を啓発するイベントの開催、市ホームページによる情報提供などを行っていますが、今後、さらに市民のみなさんに知ってもらうためには、どのような方法が効果的だと思いますか。あれば、記入してください。

記載のあった主なもの

- ・ イベントの際にPRを行う。
- ・ 学校の授業のなかでPRを行う。
- ・ 市内の施設や店舗等の掲示板、電光掲示板などでPRを行う。
- ・ ケーブルテレビ、FMいたみ、SNSなどを利用する。
- ・ 市広報でPRする。
- ・ 自治会の回覧を利用する。
- ・ わかりやすい啓発物を作成する。
- ・ 転入の際や検診時などにパンフレットを配布する。
- ・ 駅やバスの中などにポスターを掲示する。
- ・ 今回のアンケートのように戸別配布する。
- ・ まちづくり基本条例を普及・啓発するイベントの回数を増やす。

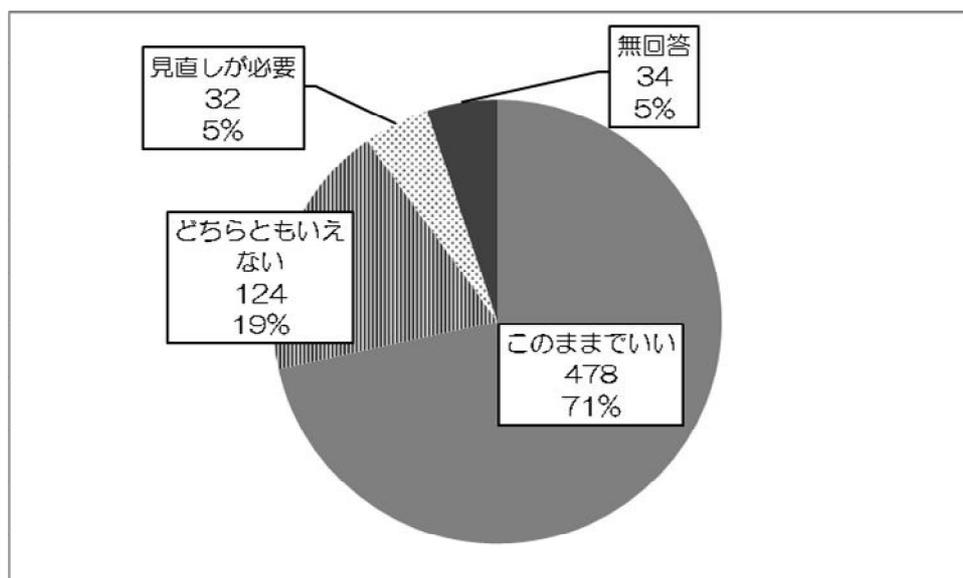
5 現在の条例に規定している項目について

① 「対話の場の設置」について（668件）

**問6 市民会議、ラウンドテーブルなどの「対話の場」の設置
（条例第7条）**

この条文について、

- ① 見直しが必要。
 - ①を選んだ理由
- ② このままでいい。
- ③ どちらともいえない。



見直しが必要な理由として記載のあった主なもの（46件）

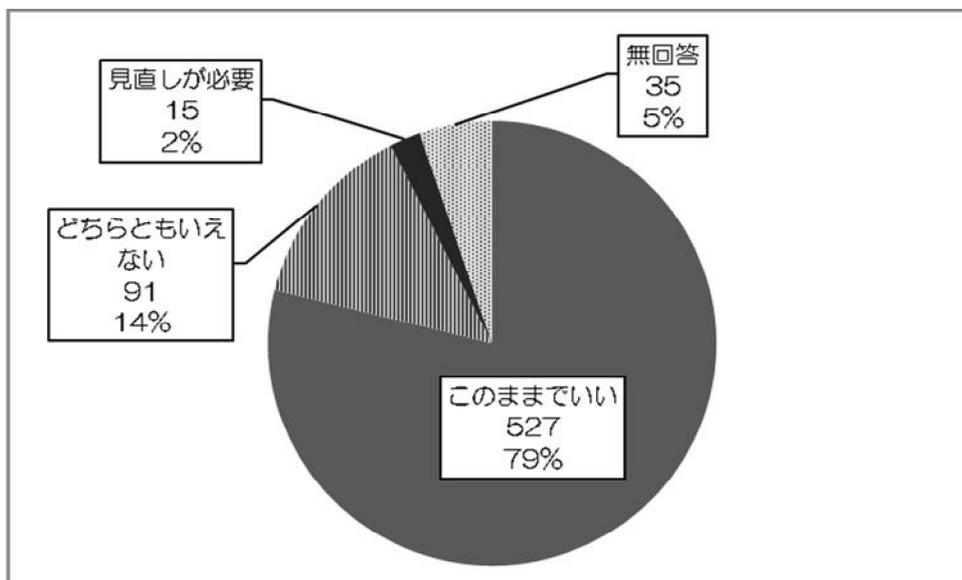
- ・誰でもわかりやすい言葉、表現にしてほしい。
- ・SNSを使った対話も取り入れればいいのではないか。
- ・「市民が主体となって」という意味が条文内に含まれていない。
- ・第7条第2項後段「技術的支援」が、努力義務ですらない。
- ・文章が長く、わかりにくい。
- ・常に話し合う場を設置しておく必要があると思ったから。
- ・話合いの場を設置するルールをもっと明確にした方がよい。

② 「市民意見表明制度の実施」について（668件）

問7 市民意見表明制度（パブリックコメント制度）
（条例第8条）

この条文について、

- ① 見直しが必要。
①を選んだ理由
- ② このままでいい。
- ③ どちらともいえない。



見直しが必要な理由として記載のあった主なもの（29件）

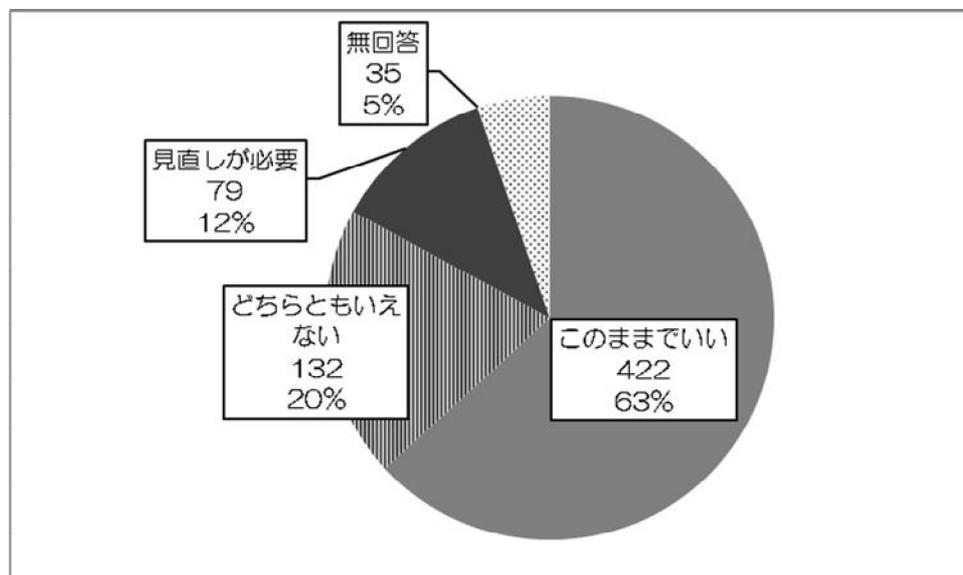
- ・ SNS を利用する。
- ・ 広報に力を入れてほしい。
- ・ 義務づけるべき。
- ・ 公表方法の明示が必要
- ・ 「基本的な政策等」について、代表項目の列記でもあれば、よいのではないかと。
- ・ ほとんど決まってから「イエス」か「ノー」の意見を求めるだけではよくないと思う。

③ 「行政評価」について（６６８件）

問 8 行政評価（条例第 9 条）

この条文について、

- ① 見直しが必要。
 - ①を選んだ理由
- ② このままでいい。
- ③ どちらともいえない。



見直しが必要な理由として記載のあった主なもの（94件）

- どの様に公表しているか分からない
- 市だけでなく、第三者の目で評価が必要ではないか。
- 毎年ではなく半年など、短いスパンでの評価により、より効率の良い結果が見込めると思う。
- 第 9 条第 2 項は、「努めるものとする」ではなく、開催することを通常化してはどうか。
- 事業が市民にとってどれだけの利便があったのか、一時的なものではなく、長く検証公表してほしい。
- 結果だけを市民に公表しても意味をなさないように思います。

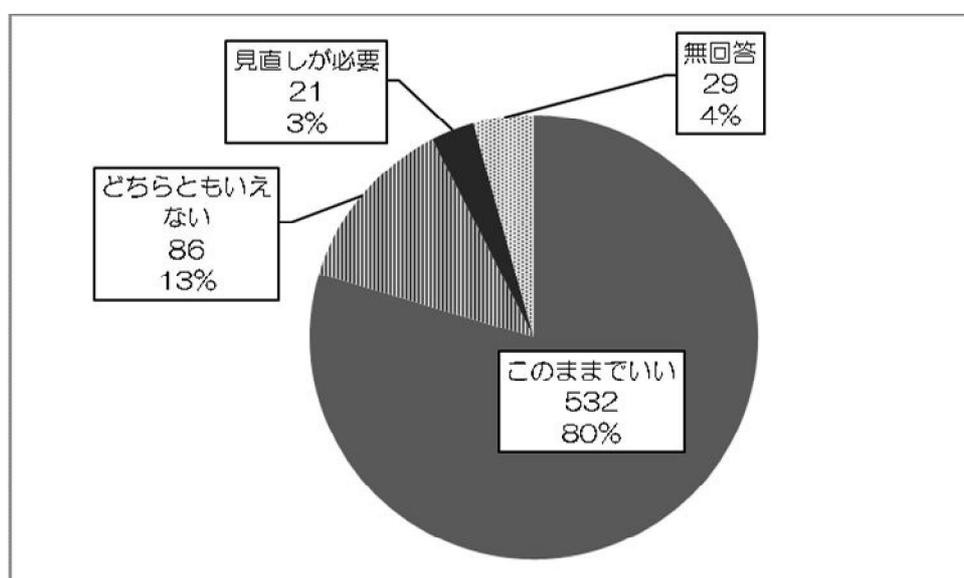
- ・自ら評価するにした方がよい。条文だと第三者評価ともとれる。
- ・市民に公表して判断をあおぐ。
- ・市議会において、当然に審議・評価されているものと理解している。
- ・より透明性、客観性の高いものを望む。
- ・専門の事業スペシャリスト（市内にある会社等）に評価、またはアドバイスをもらう。
- ・市民へのフィードバックが弱い様に感じられる。
- ・評価をして、それが翌年につながっているのか。計画や目標がどういった内容なのか、市民は知らない。

④ 「審議会等の委員」について（６６８件）

問 9 審議会等の委員への市民委員枠の設置（条例第10条）

この条文について、

- ① 見直しが必要。
 - ①を選んだ理由
- ② このままでいい。
- ③ どちらともいえない。



見直しが必要な理由として記載のあった主なもの（31件）

- ・「努める」ではなく、加えることにすれば良いのではないか。
- ・市民枠の数は入れないのか。
- ・市民委員自体の選任方法、コスト等の問題、及び議会制度との整合性に問題があるように思う。
- ・市民枠を設けるなら人数を多くするべき。
- ・市民枠に、年齢によるかたよりのあるのでは。
- ・市民枠を地域枠にしたらどうか。
- ・代表？声の大きい人？疑問を感じる。

- ・ 多人数にアンケートでもいいのでは。

「②このままでいい」を選んだ理由

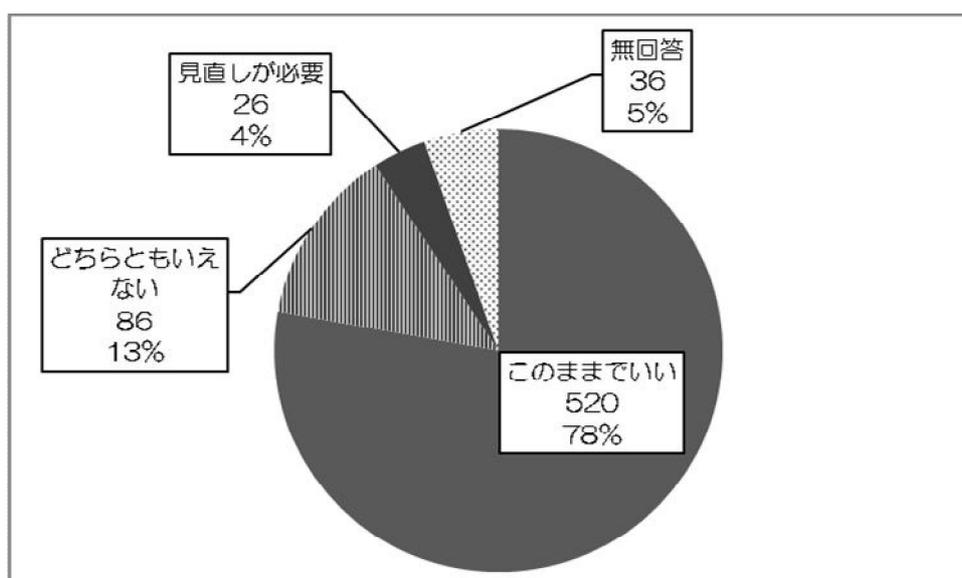
- ・ 意見は実際に事業を行う上で（プロでないので）市民視点を大切にすることは必要だが、審議会で発言することで、事業が進まなかったり、止まってしまうようでは困るのではないか。市民の立場は大切だが、その市民枠のパワーバランスに一考必要な気がする。

⑤ 「学習の機会の提供その他の支援」について（668件）

問 1 0 出前講座などの学習の機会の提供（条例第 1 1 条）

この条文について、

- ① 見直しが必要。
 - ①を選んだ理由
- ② このままでいい。
- ③ どちらともいえない。



見直しが必要な理由として記載のあった主なもの（４７件）

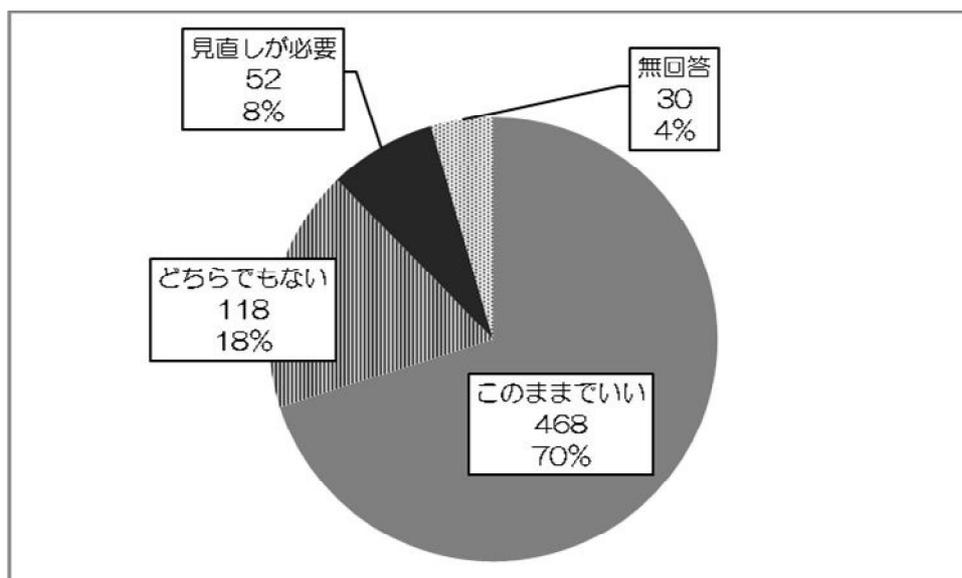
- ・各自治会等への施策としては有効と思う。
- ・出前講座何度か利用した。この条例はとても良いと思う。
- ・まちづくりプラザの設備の充実と設置場所を増やす。
- ・まちづくりプラザは仲間うちの集まりのようで無駄である。
- ・出前講座をもっと充実すべき。（時間、内容等）

⑦ 「市民投票」について（６６８件）

問 1 1 市民投票（条例第 1 2 条）

この条文について、

- ① 見直しが必要。
①を選んだ理由
- ② このままでいい。
- ③ どちらともいえない。



見直しが必要な理由として記載のあった主なもの（４７件）

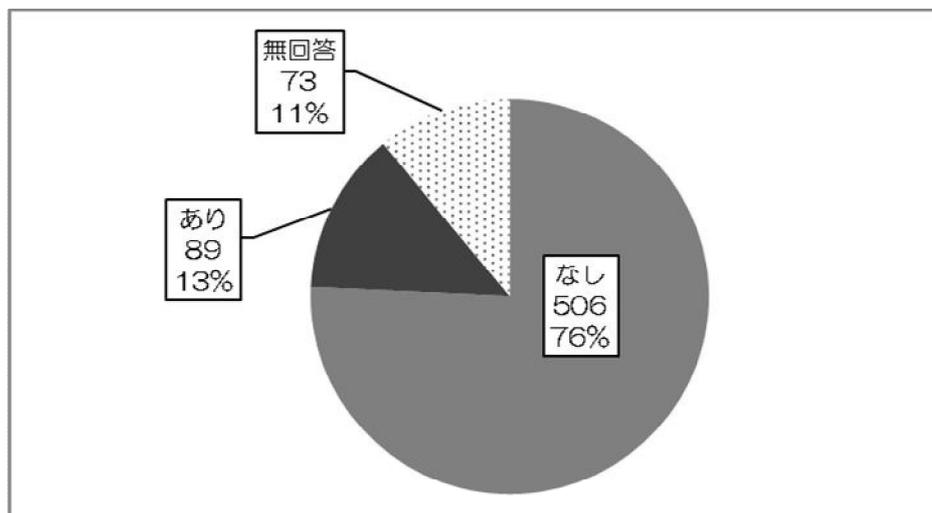
- どの市民投票も、同じ条件で実施するように、最初の条例で規定しておくべき。（投票の方法、結果の公表手続きなど）
- 市民の判断での実施ではなく、伊丹市参画協働推進委員会の判断により市民投票を行う。
- 市民が選んだ市長が専門家等と相談すれば良い事で、一度も実施されていないのなら、必要ないと思う。又、実施するとなれば費用もかかり市民に負担がかかるので、必要ないと思う。
- 市長及び議会の判断とすべき。
- 市長、議員の選挙やりコールの制度があり、それ以外の方法で市民の意思を確認する必要があるのか疑問
- 市長だけでなく市民にも市民投票開催の権限を与えた方が良い。
- 時と議題により違うのは当たり前だと思うので。（その都度でよい）
- 市民アンケートや市民世論調査のような簡単な方法もって見るべきでは。
- その都度、条例をつくるのは迅速性に欠ける。
- 敷居の高いものとなっていると思う。この条例での市民投票制度でも”度々”投票にて市民の是非を問うものではないが、もう少し参画しやすい条例にすべきであり、今後も実施されることはないのでは。
- 住民投票制度は必要かもしれないが、この制度が外国人地方参政権の拡大につながるとの指摘もある。外国人参政権容認派の市長が誕生すれば、改悪されるのではないか。
- 市民の意思を直接聞いたことがないというのは、市民の為のまちづくりを志していると思えない。
- 第８条のパブコメとの整合はどうか。

6 条例に新たに追加する項目について（668件）

問 1 2 この条例は、これまでのまちづくりに対する意識を改革し、行政主導から市民の参画と協働へと大きく転換していかなければならないことから、市民の参画に関するルールや、まちづくりに関する基本的な事項を定めています。

今後、市民が主体となったまちづくりを進めていくにあたり、新たに決めておくべきだと思う事項（新たな参画の仕組みや、行政が行わなければならないことなど）があるかどうかについて、当てはまる番号に○をつけてください。また、①を選ばれた場合は、その内容もあわせて記入してください。

- ① 見直し、又は市民会議での検討が必要な事項がある。
- ② 特になし。



記載のあった主なもの（121件）

- ・ 裁判員制度の様に市民の参画のルールを明確にしていきたい。
- ・ 集合住宅などで、地域の自治会に加入していない世帯もあると思われるが、市民主体で参画して策定するには、より多く、できれば全

市民が地域の会に加入することが望ましいと思う。

- ・「まちづくり」に関しては議会という文字が出てこない。
- ・参画と協働について、20代から50代の忙しく働いている人の意見（会議の日程）が出やすいようなことも考えてほしい。”
- ・市議会と市民会議の関係がわからない。
- ・「市民参加のまちづくり」に関する意見箱等を市役所に設置していただきたい。
- ・地方自治の活動は市役所だけでなく、消防、警察とわたっているが、市役所はインフラ整備が主で、今後増加するであろう少年犯罪や事故防止に必要な警察、消防行政との協力体制は整備されているのか。
- ・文章表現をやわらかく分かりやすくした方がよい。
- ・市民の代表である議員、その集合体の議会との関係性に全く触れていない。
- ・インターネット等を介する市民参画の仕組み
- ・条例の中で行政の仕事と市民参画の区割りをはっきりとさせるべきだと思う。
- ・市民について単なる一個人とするのか、事業者・事業主体も市民と考える必要がある。市の事業も市民・事業者・行政の連携が必要と思われる。市民の参画と協働を考えるについては、市民（個人）・事業者・行政の三者が必要であろう。
- ・市にこうして欲しいなどの意見を気軽に述べる場があればよいと思う。
- ・活動の成果を上げるためには活動予算が必要と思う。予算に応じた企画を行い、それに見合う実行をできるように「予算」という項目を入れてはどうかと思います。
- ・基本条例としてはこのままでよいが、これはあくまでも憲法のようなもので、具体的にどのようにまちづくりをするのかがわかりにくい。
- ・市民が主体のまちづくりを理想で終わらせないために、いろいろな仕組みを考えてほしい。

- 国政も同様だが、市政であったとしても、市民の投票権などを国籍に関係なく持たして頂きたい。
- 伊丹市議会と伊丹市民会議の区別がほとんどの市民が今のままではできないと思います。
- 一つ一つ具体的な基本条例のガイドラインを作成していき、市民に周知していくしかないと考える。又、役割（市民会議（委員）、市役所（職員）、議員その他）を図で示して、組織図も作成していかねばなりません。
- 伊丹市まちづくり基本条例に自治会との協調の他、他の関連組織との関係
- 近隣自治体との連携
- 「住民」「市民」の明確な基準
- 市が目指すまちづくりの定義も市民に共有されていない。

第3章 条例の見直し検討を行う市民会議について

今回、アンケートの実施の際に、条例見直しのための市民会議の委員の就任をお願いしました。

市民会議の委員の就任に承諾いただいた方には、条例の見直しに関する議論に参加していただきます。(会議は全9回開催予定)。任期は、全会議終了までの間です。

市民の皆様には、まちづくりの課題やまちづくり基本条例に関するお考えを率直に語っていただきたいと考えています。

とくに専門的な知識等は必要とせず、会議のなかで、必要な知識を得るための時間を設けることも予定しています。また、コーディネーターとして、まちづくり推進課の職員も加わり、議論の進行のお手伝いをします。

○ 今回、承諾いただいた市民の人数 108人

＊ 抽選の結果、30人の市民の方を選任

伊丹市まちづくり基本条例の見直しに係るアンケート（原版）

伊市まま第1427号
平成26年4月15日
(公 印 省 略)

各 位

伊丹市長 藤原保幸

「伊丹市まちづくり基本条例」見直しのアンケートの実施について（お願い）

陽春の候、皆様方におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より本市のまちづくりにご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、伊丹市では見出しのとおり、平成26年度に「伊丹市まちづくり基本条例」の見直し検討を予定しております。

つきましては、住民基本台帳から無作為抽出により選ばせていただきました3,000人の市民の皆様へアンケートを送付させていただき、アンケート結果を、条例の見直しの参考にさせていただきたいと存じます。

つきましては、お手数ではございますが同封のアンケート（冊子）にご回答下さいますようお願い申し上げます。

また、条例の見直しを検討する市民会議（市民の方、約30人で構成する会議です。）の委員就任依頼も、あわせて送付させていただきます。委員ご就任をご承諾いただける場合は、アンケート（冊子）の11ページの承諾書に必要事項をご記入の上、ご返送下さい。

お忙しいところ大変恐縮ではございますが、同封のアンケート・承諾書ともに、5月16日（金）までにご返送下さいますようお願い申し上げます。

記

1. 送付書類

- ① アンケート 兼 市民会議委員就任のお願い
- ② 伊丹市まちづくり基本条例 条文

以上

本件担当：伊丹市市民自治部まちづくり推進課
小宮・山名
電話：072-780-3533 FAX：072-784-8130
Email：m-machi@city.itami.lg.jp

いたみし きほんじょうれい
伊丹市まちづくり基本条例の

みなお かか
見直しに係るアンケート

けん しみんかいぎいいんしゅうにん ねが
(兼 市民会議委員就任のお願い)

● なぜ、私が選ばれたの？

このアンケートは、今回、住民基本台帳から無作為抽出により選ばれた3,000人の市民の皆様にお送りしています。

● このアンケートは何に使うの？

①アンケートの結果をまちづくり基本条例の見直しの参考にします。また、②条例の見直しを検討する市民会議（市民の方、約30人で構成する会議です。）の委員への就任の意思確認をさせていただくために行っています。

● まちづくり基本条例ってなに？

伊丹市では、市民会議からの提言を受けて、力強い市民自治のまちを自指し、平成15（2003）年に「伊丹市まちづくり基本条例」を制定しました。（別紙をごらんください。）

この条例は、4年以内ごとに、見直しを行うこととしており、今年度から3回目の見直し検討を行います。

かいしゅうきげん
回収期限

へいせい ねん がつ にち きん
平成26（2014）年5月16日（金）

とうじつけしいんゆうこう
(当日消印有効)

ご協力お願いします。

へいせい ねん がつ いたみし
平成26（2014）年4月 伊丹市

● ご記入にあたって

- * あて名となっているご本人が記入いただきますよう、お願いします。
- * 設問により回答方法が異なりますので、記載内容にしたがって記入してください。
- * 自由記述欄へは、なるべく具体的に記入してください。
- * ご記入いただいた内容は、統計作成の目的以外に使用することはありません。

● 市民会議委員就任のお願いについて

アンケートにお答えいただいた方に、まちづくり基本条例の見直し検討を行う市民会議の委員への就任をお願いしています。(9ページをご覧ください。)

委員の就任をご承諾いただける方は、11ページにある承諾書に記入してください。

お問い合わせ

伊丹市 市民自治部 まちづくり室 まちづくり推進課
担当 小宮・山名

所在地 伊丹市千僧1丁目1番地
電話 072-780-3533
FAX 072-784-8130
E-mail m-machi@city.itami.lg.jp

問 5 すべての方におたずねします。

「伊丹市まちづくり基本条例」は、市民の主体的なまちづくりを推進し、市民自治の実現を図ることを目的として制定しました。この条例を広く市民の方に知っていただくために、現在、パンフレットの配布や、条例を啓発するイベントの開催、市ホームページによる情報提供などを行っていますが、今後、さらに市民のみなさんに知ってもらうためには、どのような方法が効果的だと思いますか。あれば、記入してください。



まちづくり基本条例フォーラムの様子



まちづくり基本条例啓発パンフレット

伊丹市まちづくり基本条例の具体的なことについておたずねします。

問 6 から問 1 1 までにつきましては、「伊丹市まちづくり基本条例」にある具体的なことについてお聞きします。

当てはまる番号に○をつけてください。また、①を選ばれた場合は、その理由もあわせて記入してください。

(条例本文については、別紙をご覧ください。)

問 6 市民会議、ラウンドテーブルなどの「対話の場」の設置
(条例第 7 条)



伊丹市マスコット

たみまる

= 条文の説明 =

市の総合計画、基本方針など、まちづくりの課題について、市が市民の意見を求める必要があるときは、市民が主体となってまちづくりについてお互いに話し合う場を設置するというものです。(市民会議など。)

また、市民が話し合いや情報交換の場をつくる場合には、市が必要な支援(専門家の派遣や、運営などの相談)を行うこととなっています。

この条文について、

- ① 見直しが必要。
- ② このままでいい。
- ③ どちらともいえない。

①を選んだ理由

問7 市民意見表明制度（パブリックコメント制度）（条例第8条）



市が基本的な政策を策定するときに、事前に案を公表し、市民の意見を求めるものです。

この条文について、

- ① 見直しが必要。
- ② このままでいい。
- ③ どちらともいえない。

①を選んだ理由

問8 行政評価（条例第9条）



市の政策や事業が、計画や目標通りできたのかということをして市が自ら評価するもので、毎年行っています。

この条文について、

- ① 見直しが必要。
- ② このままでいい。
- ③ どちらともいえない。

①を選んだ理由

問 9 審議会等の委員への市民委員枠の設置（条例第10条）



審議会等の委員に広く市民が参加できるように、委員構成に市民枠を設けています。

この条文について、

- ① 見直しが必要。
- ② このままでいい。
- ③ どちらともいえない。

①を選んだ理由

問 10 出前講座などの学習の機会の提供（条例第11条）



まちづくりに関して理解を深めるために、市職員が地域に出向いて講座を行う出前講座があります。また、まちづくり活動を支援するために、伊丹市立市民まちづくりプラザを設置し、相談業務などを行っています。

この条文について、

- ① 見直しが必要。
- ② このままでいい。
- ③ どちらともいえない。

①を選んだ理由

問 1 1 市民投票（条例第 1 2 条）



広く市民の意思を直接問う必要があると認めるときは、市長の判断で市民投票を実施することができます。伊丹市では、まだ、一度も実施されたことはありません。また、実施する場合は、その都度、投票方法や投票資格などを規定した条例をつくることとなっています。

この条文について、

- ① 見直しが必要。
- ② このままでいい。
- ③ どちらともいえない。

①を選んだ理由

伊丹市まちづくり基本条例に追加すべき事項などについておたずねします。

問12 この条例は、これまでのまちづくりに対する意識を改革し、行政主導から市民の参画と協働へと大きく転換していかねばならないことから、市民の参画に関するルールや、まちづくりに関する基本的な事項を定めています。

今後、市民が主体となったまちづくりを進めていくにあたり、新たに決めておくべきだと思ふ事項（新たな参画の仕組みや、行政が行わなければならないことなど）について、当てはまる番号に○をつけてください。また、①を選ばれた場合は、その内容もあわせて記入してください。

- ① あり。
- ② なし。

内 容

以上で、アンケートは終了です。

次は、まちづくり基本条例の見直しを検討する市民会議の委員の就任のお願いです。ご協力をお願いします。

伊丹市まちづくり基本条例の見直し検討を行う市民会議について



市民会議って？

伊丹市まちづくり基本条例には、4年以内ごとに見直しを行うという規定があります。

伊丹市まちづくり基本条例 付則第2項

市は、この条例の施行の日から4年以内ごとに、市民の参画と協働によるまちづくりの推進状況について検討を加え、その結果に基づいて、見直しを行うものとする。

条例の見直し検討にあたっては、「まちづくり基本条例を見直す市民会議」を設置し、幅広い市民の皆さんにご意見をいただくことを予定しています。



市民会議の委員になると何をするの？

条例の見直しに関する議論に参加していただきます（会議は全9回開催予定）。任期は、全会議終了までの間です。（およそ1年となります。）

※会議の日程については、別途調整させていただきます。

※諸謝礼は、会議の参加1回につき、お一人1,111円（実際にお支払いする金額は998円（税引後）で、交通費は支給しません。）です。



前回の市民会議の様子

平成22（2010）年



しみんかいぎ むずか 市民会議って、なんだか難しいんじゃないの？

しみん みなさまには、まちづくりの課題やまちづくり基本条例に関するお考えを率直に語っていただきたいと考えています。

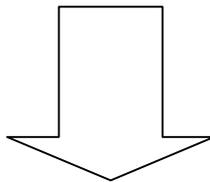
とくに専門的な知識等は必要ありません。会議のなかで、必要な知識を得るための時間を設けることも予定していますので、ご安心ください。また、コーディネーターとして、まちづくり推進課の職員も加わり、議論の進行のお手伝いをします。

【委員就任の承諾書を送っていただいた後は・・・】

委員就任をご承諾された方全員に、まちづくり推進課より平成26（2014）年6月上旬を目途に通知させていただきます。

- * 承諾者が多数の場合は、抽選させていただきます。
- * 伊丹市議会議員及び伊丹市職員は、委員に就任することができません。
- * このアンケートのあて名となっているご本人のみが対象です。
- * いただきました個人情報については、市民会議の委員選任以外には使用しません。

委員の就任にご承諾いただける方は、次のページにある承諾書に記入してください。



承諾書のページへ

しみんかいぎ いいんしゅうにんしょうだくしょ 市民会議の委員就任承諾書

わたしは、伊丹市まちづくり基本条例見直しのための市民会議の委員になることを承諾します。

ねん がつ じち
年 月 日

し めい
氏 名

ゆうびんばんごう
郵便番号

じゅう しょ
住 所

でんわばんごう
電話番号

ご協力ありがとうございました。

この冊子を切り離さずにそのまま同封の返信用封筒に入れ、返送してください。

○伊丹市まちづくり基本条例

平成15年3月27日条例第1号

地方分権の一層の推進によって訪れる新たな時代、地方主権時代にふさわしい都市の豊かな個性や魅力を創出するとともに、すべての市民が伊丹のまちに住むことを誇りとし、いきいきと活動でき、生きる喜びを共に感じられる成熟都市を創造していかなければなりません。

その基盤は、自治の主権者である市民一人ひとりが市政に関心を持ち、自らの意思によってまちづくりに参加する、あるいは、自らがまちづくりの担い手となって活動するという、自主・自律の精神によってつくり上げる市民自治にあります。

市民も市も、これまでのまちづくりに対する意識を改革し、まちづくりの機軸を行政主導から市民の参画と協働へと大きく転換していかなければなりません。

この市民の参画と協働のまちづくりを進めるためには、市民も市も、異なる立場や考え方をお互い理解し合いながら、対話を重ね、合意に向けて努力を積み重ねるといった熟議を行うことが重要です。

この熟議を基本に、先人が永年培ってきた歴史、文化、風土や良好なコミュニティを土台として、市民と市が、パートナーシップを確立し、適切に役割と責任を分担し、補完し合い、協力して、まちづくりに積極的に取り組むことが大切です。

こうした市民の参画と協働によるまちづくりを推進し、力強い市民自治を実現するために、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、市民の参画と協働によるまちづくりに関する基本的な事項を定めることにより、自治の主権者である市民の主體的なまちづくりを推進し、地方自治の本旨に基づく市民自治の実現を図ることを目的とする。

(基本理念)

第2条 まちづくりは、市民が自らの意思によって参画し、市民と市が相互の信頼関係に基づいて、それぞれ果たすべき役割と責任を分担し、補完し合い、協力して進めなければならない。

2 市民と市は、対等なパートナーとして、まちづくりに取り組むものとする。

3 市は、その保有する情報を市民と共有しなければならない。

4 市民と市、市民相互は、参画と協働によるまちづくりの推進にあたり、熟議（異なる立場や考え方をお互い理解し合いながら、対話を重ね、合意に向けて努力を積み重ねることをいう。以下同じ。）を基本とする。

(市民の権利)

第3条 市民は、等しくまちづくりにかかわる権利を有する。

(市民の責務)

第4条 市民は、第2条の基本理念にのっとり、自主的かつ自律的な意思に基づいて、積極的にまちづくりに参画し、又は自らがまちづくりの主体となって活動するとともに、市と協働するよう努めなければならない。

2 市民は、お互いを尊重し、支え合いながら、熟議によりまちづくりの推進に努めなければならない。

3 市民は、それぞれのまちづくり活動の情報を交換することによって、お互いに連携してその活動を推進するよう努めなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、第2条の基本理念にのっとり、市民の市政への参画の機会を確保し、市民と協働して、まちづくりを推進するよう努めなければならない。

2 市は、市政について市民に説明する責任を果たすよう努めなければならない。

3 市は、市民にとってわかりやすい組織及び市民ニーズに的確に対応できる体制を整備するとともに、職員の資質の向上に努めなければならない。

(情報の共有)

第6条 市は、市民の知る権利を尊重しなければならない。

2 市は、その保有する情報を市民と共有するため、市民にわかりやすくその情報を提供するとともに、市民が迅速かつ容易に情報を得られるよう多様な媒体の活用その他総合的な情報提供の体制整備に努めるものとする。

3 審議会等は、市民に会議を原則として公開するよう努めるものとする。

4 市は、個人の権利及び利益が侵害されることのないように、個人情報の収集、利用、提供、管理等について、必要な措置を講じなければならない。

(対話の場の設置)

第7条 市は、まちづくりの課題について市民の意見を求める必要があると認めるときは、市民との対話の場を設置することができる。

2 市民がまちづくりに関する情報を交換し、又はまちづくりの課題について熟議を行うために対話の場を設置する場合に

において、市民からの申出があるときは、市は、その運営に必要な技術的支援を行うことができる。

(市民意見表明制度の実施)

第8条 市は、基本的な政策等を策定するときは、事前に案を公表し、市民の意見を求めるものとする。

2 市は、前項の規定により提出された意見に対する市の考え方を公表するものとする。

(行政評価の実施)

第9条 市は、効率的かつ効果的に市政運営を行うとともに市政に関して市民に説明責任を果たすため、その実施し、又は実施しようとする政策、施策及び事務事業の評価を行い、その結果を市民に公表するものとする。

2 市は、前項の評価の結果について、市民が意見を述べる機会を設けるよう努めるものとする。

(審議会等の委員)

第10条 市長その他の執行機関は、その所管する審議会等の委員の構成に市民を積極的に加えるよう努めなければならない。

2 前項の規定により市民を審議会等の構成員にしたときは、当該市民委員については公募により選任するよう努めるものとする。

(学習の機会の提供その他の支援)

第11条 市は、市民がまちづくりに関し理解を深めるために必要な学習の機会を設けるよう努めるものとする。

2 前項に掲げるもののほか、市は、市民のまちづくり活動を促進するため必要な助成その他の支援を行うよう努めるものとする。

(市民投票の実施)

第12条 市長は、広く市民の意思を直接問う必要があると認めるときは、市民投票を実施することができる。

2 前項の市民投票の実施に関し、投票に付すべき事項、投票資格者、投票の期日、投票の方法、投票結果の公表その他必要な手続については、その都度条例で定める。

(伊丹市参画協働推進委員会)

第13条 市に、伊丹市参画協働推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議するとともに、市長に対し意見を述べることができる。

(1) 市民の参画と協働の推進に関する施策の実施状況及び成果に関すること。

(2) この条例の見直しその他市民の参画と協働によるまちづくりに関する重要事項

3 委員会は、委員10人以内で組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 市民

(2) 関係団体を代表する者

(3) 学識経験者

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

8 臨時委員は、市長が委嘱する。

9 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

10 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(この条例の位置付け)

第14条 この条例は、まちづくりの基本原則であり、市は、他の条例、規則等を定める場合においては、この条例に定める事項を最大限に尊重しなければならない。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年10月1日から施行する。

(見直し)

2 市は、この条例の施行の日から4年以内ごとに、市民の参画と協働によるまちづくりの推進状況について検討を加え、その結果に基づいて、見直しを行うものとする。

付 則

この条例は、平成25年11月1日から施行する。